

条件付一般競争入札の実施について

下記のとおり条件付一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 18 日

日向市長 西 村 賢

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 案 件 名 R 8 - 1 0 3 1 (仮称) 日向南部地区義務教育学校施設整備設計業務委託
(以下「本案件」という。)
- (2) 場 所 日向市美々津町 3506-1 ほか
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日
- (4) 概 要 美々津小学校・寺迫小学校・美々津中学校を統合し、美々津小学校敷地及び周辺
取得予定地に義務教育学校を整備するための基本設計及び実施設計
- (5) 予定価格 公表しない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本案件に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

委託の種類	建築設計	等級区分	—
参加方法	単独企業 又は 共同企業体 のどちらか一方		
	○単独企業の場合 ・単独企業として参加する場合は、下記共同企業体の構成員となることができない。		
	○共同企業体の場合 ・自主結成とし、構成員は 2 又は 3 とする。 ・構成員は、本案件における他共同企業体の構成員を兼ねることはできない。また、 構成員は、単独企業として本案件に参加することはできない。 ・代表構成員の出資比率は各構成員のうち最大の出資比率とし、かつ、各構成員の出 資比率は構成員が 2 の場合は 30%以上とし、構成員が 3 の場合は 20%以上とする。		

事業所所在地要件	○単独企業の場合 ・宮崎県内に本店を有する者。ただし、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
	○共同企業体の場合 ・構成員全員が宮崎県内に本店を有する者。ただし、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
名簿登載要件	○単独企業の場合 ・令和 8・9 年度日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）に建築設計で登録されている者
	○共同企業体の場合 ・構成員全員が令和 8・9 年度日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）に建築設計で登録されている者
実績要件	○単独企業の場合 ・国又は地方公共団体が発注し、次の要件を満たす業務について、元請け（共同企業体の場合は代表構成員として）として受注し履行した実績を有する者 ア 平成 28 年度以降に契約を締結した、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校の新築・増改築に係る基本設計又は実施設計業務で、当該設計部分が延べ面積 1,000 平方メートル以上であるもの。ただし、契約に解除・取消等ないこと。
	○共同企業体の場合 ・代表構成員の実績要件は、上記「○単独企業の場合」と同様とする。 ・その他構成員の実績要件は、平成 28 年度以降に、国又は地方公共団体が発注した設計業務を受注し履行したこと。ただし、契約に解除・取消等ないこと。
配置技術者要件	○単独企業の場合 ・次の要件を全て満たすこと。 ア 監理技術者として、一級建築士を配置すること。ただし、監理技術者と照査技術者とを兼ねることができない。 イ 照査技術者として、一級建築士を配置すること。ただし、照査技術者と監理技術者とを兼ねることができない。 ウ 上記アからイまでの各技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、入札参加申込日の前日において 3 か月以上の雇用関係を有すること。

	○共同企業体の場合 ・代表構成員は、監理技術者として一級建築士を配置すること。また、照査技術者として一級建築士を配置すること。ただし、監理技術者と照査技術者を兼ねることができない。 ・その他構成員は、構成員 1 者につき一級建築士、二級建築士又は建築設備士のいずれか 1 名を配置すること。 ・各技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、入札参加申込日の前日において 3 か月以上の雇用関係を有すること。
その他要件	・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 ・手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。 ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められる者でないこと。 ・民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。 ・入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 （ア） 会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 4 号の 2 の親会社等（以下「親会社等」という。）と同条第 3 号の 2 の子会社等（以下「子会社等」という。）の関係にある場合 （イ） 親会社等を同じくする子会社等間との関係にある場合 イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（a）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 （ア） 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

	a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） d 組合の理事 e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者 (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人に現に兼ねている場合 (ウ) 上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 ・ 本案件の公告日から落札が確定する日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 ・ 本案件の公告日から落札が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。 ・ 入札参加者及びその役員が日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条5号の暴力団等及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
--	---

3 入札・契約条項を示す場所及び期間

場 所	日向市本町10番5号 日向市 総務部 総務課
期 間	令和8年8月18日（火）から令和8年9月30日（水）まで （土曜、日曜及び祝日を除き、8時45分～16時30分まで（ただし、12～13時を除く。）
そ の 他	宮崎県入札情報サービスでも掲示しています。

	https://www.e-nyusatsu-joho.pref.miyazaki.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj
--	---

4 入札の日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	注意事項
質疑の受付期限	令和8年9月7日（月）12：00	下記※1 参照
入札参加届出書提出期限	令和8年9月7日（月）17:15 まで	下記※2 参照
入札参加資格有無の通知	令和8年9月11日（金）までに通知	
入札書受付	令和8年9月16日（水）8：30 から 令和8年9月17日（木）10:00 まで	下記※3 参照
開 札	令和8年9月17日（木）13：30	下記※4 参照

※1 質疑の受付方法について

	内 容
提 出 方 法	指定様式により <u>FAX 又は電子メール</u> で送付すること。 ※指定様式は宮崎県入札情報サービスに掲示する。
提 出 先	日向市 総務部 資産経営課 建築営繕係 FAX : 0982-66-1013 E-mail: shisankeiei@hyugacity.jp
質疑に対する回答	質疑の回答については、 <u>令和8年9月10日（木）17時15分 までに、宮崎県入札情報サービスに掲示する。</u>

※2 入札参加届出書の提出について

項 目	内 容
提 出 方 法	原則、電子入札システムによる。ただしパソコンの不具合等がある場合に限り、紙入札方式での参加を可能とする。紙入札方式による場合は、入札参加届出書提出期限までに持参又は郵便（郵便の種類を問わない。提出期限内必着）により提出すること。
提 出 先	日向市 総務部 総務課
提 出 書 類	① 条件付一般競争入札参加届出書（様式第1号）
	② 一級建築士事務所であることを証する書類
	③ 同種案件実績確認書（様式第2号） 及び 実績要件を証する書類
	④ 配置技術者確認書（様式第3号） 及び 配置技術者要件を証する書類
	⑤ ※紙入札の場合 紙入札方式参加承諾願

	⑥ ※共同企業体での参加の場合 条件付一般競争入札参加届出書（様式第4号） 特定委託業務共同企業体協定書（様式第5号） 委任状（様式第6号）
そ の 他	提出された入札参加届出書等に不備があった場合は、当該不備のあった書類を入札参加届出書提出期限日までに電子入札システム、持参又は郵便（郵便の種類を問わない。期限内必着）により再提出すること。

※3 入札書受付について

項 目	内 容
入札方法	・原則、電子入札システムによる。ただしパソコンの不具合等がある場合に限り、紙入札方式での参加を可能とする。紙入札方式による場合は、対面入札とし、入札時刻の10分前までに、別に定める方法により作成した入札書を持参すること。
入札書の記載方法	落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
入札保証金	免除
最低制限価格	設定する。
内訳書	提出不要

※4 開札について

項 目	内 容
入札執行回数	・2回。1回目の入札が不落となった場合、直ちに2回目の入札に参加できる入札者に対して、2回目の入札日を通知する。 ・なお入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。
落札者	最低制限価格以上であり入札比較価格以下の範囲内で最低価格を提示した者を落札者とする。ただし、最低価格を提示した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
入札の無効・失格	別紙「入札における無効・失格及び不調におけるルールについて」による。
契約締結期限	令和8年9月30日（水）17時15分までに落札者が契約書を作成して、持参又は郵便（郵便の種類を問わない。提出期限内必着）により提出すること。なお、特別な事情により期限を超過するおそれがある場合は、落札者決定後、直ちに総務課

	と協議すること。
--	----------

5 その他

本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、規則、要領等の定めるところによる。

6 契約に関する事務担当係

○入札、契約に関すること

日向市 総務部 総務課 契約係
〒883-8555 日向市本町10番5号
電 話 0982-54-5761
F A X 0982-54-8747

○業務内容に関すること

日向市 総務部 資産経営課 建築営繕係
〒883-8555 日向市本町10番5号
電 話 0982-66-1013
F A X 0982-54-8747